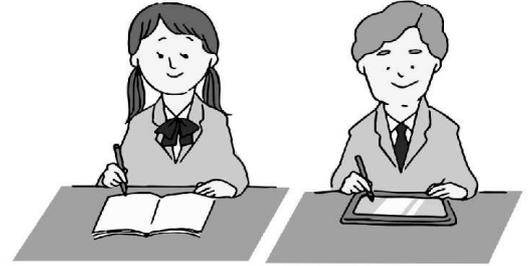


就学援助制度のお知らせ

市内小・中・義務教育学校に在学している児童生徒の保護者で、経済的な理由により生活困窮している方(就学に必要な費用の支出が困難と認められる方)に対し、その費用の援助を行なっております。
(※学校徴収金の全てが免除になる制度ではありません。)



1 対象となる方

生活保護法の規定による保護を受けている方(要保護者)
要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方(準要保護者)
教育委員会が定める認定基準に該当する方

2 援助の対象となる費目

要保護	■修学旅行費 ■医療費(学校保健安全法施行令第8条に定める疾病) (生活保護法に基づく教育扶助等の対象費用以外の費用)
準要保護	■学用品費 ■通学用品費(第1学年の児童生徒を除く) ■学校給食費 ■校外活動費 ■修学旅行費 ■卒業アルバム代等 ■新入学用品費等(4月時点の小1及び中1相当の認定児童生徒で、入学前支給の未受給者が対象) ■医療費(学校保健安全法施行令第8条に定める疾病)

3 認定となる世帯人数及び収入額の目安

※下記の表はあくまで目安です。対象者の判定は、年齢や家族構成、就学状況、住居(持家・借家)等によって異なりますのでご注意ください。なお、認定の可否に関するお問い合わせは、事前にはお答えできません。

世帯人数(同居人含む)／1年間の家庭内総収入額(児童手当・児童扶養手当等を含む)	
2人／約250万円以下	3人／約330万円以下
4人／約365万円以下	5人／約395万円以下

4 申請方法および必要な書類 (※準要保護申請者のみ)

提出が必要な書類

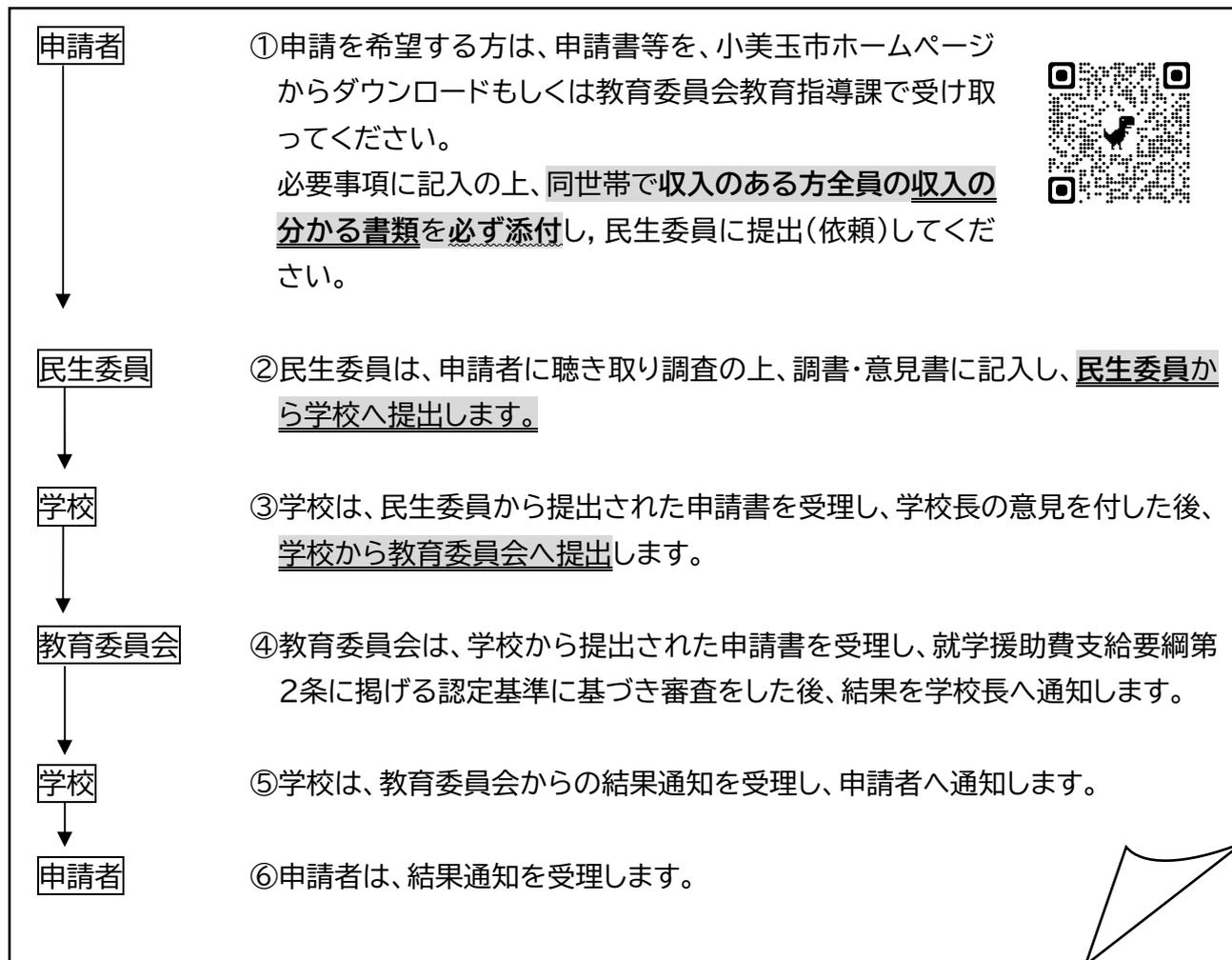


- 就学援助申請書兼世帯票 ■依頼書
- 準要保護に関する調書 ■担当民生委員意見書
- 同一世帯で収入のある方全員の収入が分かる書類
- その他教育長が必要と認める書類 等

申請書類は市ホームページからダウンロード
または教育委員会及び各学校にあります。

〈裏面あり〉

『就学援助費申請の手順について』



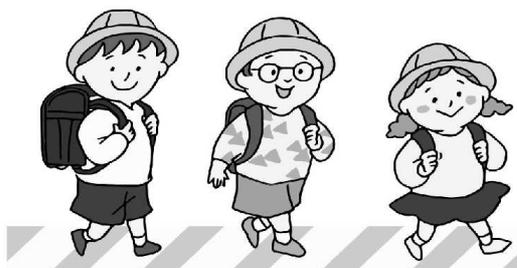
ご注意ください

申請書類等をもとに、認定基準に基づき判定します。書類や記載に不足がある場合は受付できません。また、収入状況や家族構成によっては、認定とならない場合がありますのでご了承ください。

申請の認定期間は、認定の翌月から年度末までです。(年度を単位としています。)

次年度も申請を希望される場合は、毎年、同様の手続きを行って下さい。

就学援助費は、7月・12月・2月(予定)に認定者指定の口座に振り込みます。ただし、学校に収めるべき費用に滞納がある場合はこの限りではありません。



< お問い合わせ先 >

小美玉市教育委員会 教育指導課 学務係

小美玉市小川4番地11

☎0299-48-1111【内線2222】